

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

2023年8月 日
神奈川県民主医療機関連合会
会長 野末 浩之

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める要請

介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度へ

介護保険制度は施行 23 年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護 1、2 のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改善案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料 2 割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023 年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年からの新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

そこで、下記の要請を行います。

記

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要ときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うことを国に要望してください。
2. 利用料 2 割負担の対象者の拡大、要介護 1、2 の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないことを国に要望してください。
3. 介護報酬の加算による処遇改善では、全産業平均と比べ大きな格差がある介護職の処遇の抜本的改善とはなりません。神奈川県として国に対して、診療報酬や介護報酬の加算というだけでなく、国の補助金での処遇改善の継続、処遇改善の職種を限定しないようになどの要請をしてください。また、神奈川県としての介護人材確保対策、独自の追加支援策を検討してください。
4. 神奈川県は、65 歳以上の障害者に対して一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、介護保険サービスと障害福祉サービスを受けることが可能としています。その姿勢を堅持していただき、国に対して、65 歳以上の障害者に対する介護保険制度の優先原則を撤廃することを求めてください。
5. 県内の特別養護老人ホームの待機者の人数、第 9 期事業計画に向けての整備目標についてお知らせください。

以上